

納税者の皆様へ

このたびの熊本地方を震源とする大地震により被害を受けられた皆様に心からお見舞い申し上げます。

災害により被害を受けた場合には、所轄税務署長から承認を受けることにより、申告・納税等の期限を延長することができますので、状況が落ち着きましたら、税務署へご相談いただきますようお願い致します。

なお、災害により被害を受けた場合には、次のような申告・納税等に係る手続等がありますので、こちらをご覧ください。

また、熊本国税局管内の税務署の業務につきましては、「平成 28 年熊本地震に関する税務署の業務について」をご確認ください。

平成 28 年 4 月 15 日

熊本国税局